

水道料金の減免に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、柳井市水道給水条例（平成17年柳井市条例第166号。以下「条例」という。）第33条及び柳井市水道給水条例施行規程（平成17年水道事業管理規程第17号。以下「規程」という。）第30条に規定する料金の減免の処置を行う場合において、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 条例第2条に規定する給水装置の使用者又は所有者（以下「使用者等」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期分の水量を軽減し、水道料金を減額することができる。ただし、管理者が認めたものは、水道料金の軽減対象を2期分を越えない範囲とすることができる。この場合において、やむを得ない事情により漏水の発見あるいは修理が遅れた場合は、軽減期間を延長することができる。

- (1) 給水装置からの漏水で、地下漏水等、使用者等が善良な管理をもってしても、なお漏水の発見が著しく困難なもので、当該給水装置の修理が完了したものであること。
- (2) 給水装置及びその附帯設備（受水槽以下の装置及び水洗便所を含む。以下「給水装置等」という。）の漏水による水道料金が基準使用水量（前年度同一期間の使用水量。ただし、使用者等の使用状況により前3期分又は後2期分の平均とすることができる。）に相当する水道料金の5倍を超えるもので、当該給水装置等の修理が完了したものであること。
- (3) その他管理者が特に認めたもの

(減免の適用除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、減額の対象としない。

- (1) 使用者等が漏水を知ったり職員から指摘された日から翌々定例検針日まで、正当な理由なしに漏水の修理を怠ったとき。
- (2) 修理後1年以内の同一給水装置等の同一箇所からの漏水であるとき。
- (3) 給水装置等以外からの漏水であるとき。
- (4) 当市指定給水装置工事事業者以外の者が修理したとき。ただし、当市指定給水装置工事事業者に依頼することが困難でかつ修理箇所の給水装置等が構造材質基準に適合していることが認められる場合、減額の対象とする。
- (5) 修理完了日から1か月後まで、正当な理由なしに減免の申請を行わなかったとき。

(申請)

第4条 漏水による水道料金の減免を受けようとする者は、規程第30条に規定する減免申請書を提出し、原則として次の各号のものを添付しなければならない。

- (1) 修理業者の請求書及び領収書のコピー
- (2) 漏水時、修理時及び完了時の写真

(算定方法)

第5条 水道料金の減免の算定は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第3号による算定は、減免の対象となる使用水量から基準使用水量を差し引いた水量を漏水量とみなし、その2分の1を減免水量（1立方メートル未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。）とする。

- (2) 前号により算定された水量による水道料金が基準使用水量に相当する水道料金の5倍を超えた場合は、5倍を超えない範囲において最高水道料金に相当する水量とすることができる。
- (3) 第2条第2号による算定は、基準使用水量に相当する水道料金の5倍を超えない範囲において最高水道料金に相当する水量を使用水量とし、その使用水量を超える水量を減免水量とする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、平成22年6月1日以降の検針分から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行し、平成27年6月1日以降の検針分から適用する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行し、平成27年12月1日以降の検針分から適用する。

附 則

この基準は、令和3年2月1日から施行し、令和3年2月1日以降の検針分から適用する。